

米国による相互関税発表（4/2）後の中国による対抗的規制動向（改訂版）

- 米国からの全輸入品に対する 34%の追加関税措置等
- 7 種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入
- 防衛関連等の米国企業 11 社を信頼できないエンティティリストに追加
- 米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

2025.4.7 / 改訂版同 4.24

CISTEC 事務局

※改訂版では、7 種類のレアアース関連製品の輸出規制に関し、施行後に見えてきた運用実態やその影響等を追記（p.8～）。

【全体の構成】

- ① 米国からの全輸入品に対する 34%の追加関税措置等（2025 年 4 月 10 日適用等）
- ② 7 種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入（2025 年 4 月 4 日公布、施行）
- ③ 防衛関連の米国企業 11 社を信頼できないエンティティリストへ追加（2025 年 4 月 4 日公布、施行）
- ④ 米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加（2025 年 4 月 4 日公布、施行）

① 米国からの全輸入品に対する 34%の追加関税措置等（4 月 10 日適用等）

中国は 4 月 4 日、米国が発表した相互関税措置に関し、「アメリカのやり方は国際貿易ルールに合わず、中国の正当な合法権益を著しく損なうもので、典型的で一方的ないじめ行為である」として、中華人民共和国関税法、対外貿易法及びその他の法令ならびに国際法の基本原則に従い、国務院の承認を得て、2025 年 4 月 10 日（12 時 01 分）より、米国を原産地とする全ての輸入品に 34%の追加関税を徴収することを発表した。

中国は、2025 年に入り、米国の対中関税措置に対し、石炭や液化天然ガス（LNG）、原油、農業機械、大排気量自動車、農産物等の特定の品目に関し対米関税措置の対抗措置を実施してきた所、今回の措置は米国を原産とする全ての輸入品に対し追加関税を徴収するものである。

今回の追加関税の徴収に関し、減免はなく、追加関税の適用の経過措置（4 月 10 日 12 時 1 分より前に積出港から船積みされ、5 月 13 日までの間に輸入された場合は追加関税徴収の除外）が設けられている。

アメリカを原産とする輸入商品に対する関税追加徴収に関する国務院関税税則委員会の公告（中華人民共和国財政部サイト政策発布・政策文件 2025 年 4 月 4 日）：
別添 1 ※CISTEC 仮訳

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202504/t20250404_3961451.htm

また、上記の関税措置と同時に、

- ・ 米国（及びインド）からの医療用CT装置X線管に対するアンチダンピング調査の開始（調査期間は、通常は2026年4月4日までに完了。例外的に6か月延長。）や、
- ・ 検疫上の問題から米企業C&D（USA）INC.社のソルガムきび及びAmerican Proteins Inc.社を含む3社の鶏肉及び骨粉の中国への輸出資格停止、
- ・ 米国の鶏肉企業2社の鶏肉の中国への輸出の停止、
- ・ デュポン・チャイナを独占禁止法違反の疑いで調査実施

などの非関税措置等を公表¹している。

なお、今回の対米関税措置に関し、ロイター通信によると「IKONコモディティーズのアドバイザーサービス部門のディレクター、オレ・ハウエ氏は「34%の関税が賦課されれば、米国の農産物は中国に輸入できなくなる」と指摘。米国の貿易データによると、中国の最大の対米輸入品目は大豆、油糧種子、穀物で、2024年の総額は134億ドルに上る。」（ロイター2025.4.5）としている。

中国は相互関税に関し「アメリカが徴収するいわゆる“相互関税”は、WTOルールに大きく違反し、WTO加盟国の正当な合法権益を著しく損ない、ルールに基づく多国間貿易体制と国際経済貿易秩序を深刻に破壊するものであり、典型的で一方向的ないじめ行為であり、グローバル経済貿易秩序の安定を脅かすものである」として、世界貿易機関(WTO)の紛争解決制度に基づき、提訴している。

■ 商務部報道官の談話等の中国の反応 ※CISTEC 仮訳

○ アメリカの相互関税発表についての商務部報道官の談話（中華人民共和国商務部サイト

¹①医療用CT装置X線管に対するアンチダンピング調査

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_429dce06f4e343d1891ca865ccd4181b.html

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_d4ef89571bac46a4a84a3dfd5dc3571f.html

②鶏肉等の輸出の停止等

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6451115/index.html>

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6451119/index.html>

③デュポン・チャイナに対する独占禁止法の調査

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_36b3c47329dc4f4f87640674906e7b85.htm

新聞発布・新聞發言人談話 2025 年 4 月 3 日)²

中国は、アメリカ東部時間 4 月 2 日、アメリカがすべての貿易パートナーに対して“相互関税”を徴収すると発表したことに注意している。中国はこれに断固として反対し、報復措置を取って断固として自国の権益を守る。

アメリカは自身が国際貿易において損をしており、いわゆる“対等”を理由にすべての貿易パートナーの関税を引き上げると公言しており、このようなやり方は長年にわたる多国間貿易で達成された利益のバランスを顧みず、アメリカが長年にわたって国際貿易で多大な利益を獲得してきた事実を無視するものである。アメリカは主観的、一方的な評価に基づいて、いわゆる“相互関税”を導き出しことは、国際貿易ルールに違反し、貿易相手の正当で合法的な権益を著しく損なうものであり、典型的で一方的ないじめ行為である。これに対して多くの貿易パートナーはすでに強烈な不満と明確な反対を表明している。

歴史が示すように、関税引き上げはアメリカ自身の問題を解決できず、アメリカ自身の利益を損なうだけでなく、世界経済の発展と産業チェーン・サプライチェーンの安定をも脅かすものである。貿易戦争に勝者はなく、保護主義に活路はない。中国はアメリカが直ちに一方的な関税措置を撤廃し、貿易パートナーと平等な対話を通じて適切に紛争を解決するよう促す。

○アメリカの関税濫用に反対する中国政府の立場について³

新華社北京 4 月 5 日電

アメリカの関税濫用に反対する中国政府の立場について

(2025 年 4 月 5 日)

最近、アメリカはさまざまな口実によって中国を含む全ての貿易パートナーに関税を濫用することを宣言し、各国の正当な権益を著しく侵害し、WTO のルールに大きく違反し、ルールを基礎とする多国間貿易体制を著しく損ない、世界経済秩序の安定に重大な衝撃を与えており、中国政府はこれを激しく非難し、断固として反対する。

アメリカの関連するやり方は基本的な経済法則と市場原則に違反し、多国間貿易協議

² 「商务部新闻发言人就美方宣布对等关税发表谈话」（中華人民共和國商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2025 年 4 月 3 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_4e3a8cd25cee4379b7db2b1d298cf54e.html

³ 「中国政府关于反对美国滥施关税的立场」（新華網 2025 年 4 月 5 日）

<http://www.xinhuanet.com/20250405/13db25b16d6b47df8bb8c2d654c60468/c.html> ;

「China states its position on opposing U.S. abuse of tariffs」（新華網英文版 2025 年 4 月 5 日）<https://english.news.cn/20250405/e33ed3e9e17e46a6b85932c78651fa4a/c.html>

で達成された利益バランスを顧みず、アメリカが長年にわたって国際貿易で多大な利益を獲得してきた事実を無視し、極端な圧力をかけ、私利を獲得するための武器としており、これは典型的な一国主義、保護主義、経済的いじめ行為である。アメリカがいわゆる“対等”“公平”を求める旗印を掲げてゼロサムゲームを行い、本質的には“アメリカ第一主義”“アメリカ例外主義”を追い求め、関税という手段によって既存の国際経済貿易秩序を覆し、アメリカの利益を国際社会の公共利益より優先し、世界各国の全ての正当な利益を犠牲にしてアメリカの覇権的利益に貢献させることは、国際社会から広く反対されることは避けられない。

中国は古代文明の国であり、礼儀の国である。中国人民は誠意をもって人に接し、信用を根本とすることをあがめ尊ぶ。我々は問題を引き起こさず、また問題を恐れず、圧力と威嚇は中国と交流するための正しい方法ではない。中国はこれまでに、また引き続き断固とした措置を講じ、自身の主権・安全・発展の利益を守っていく。中米経済貿易関係の本質は互惠・ウィンウィンである。アメリカは両国と世界人民の共通の期待に従い、両国の根本的利益を守ることを出発点とし、関税を武器として中国の経済貿易を抑圧し、中国人民の正当な発展の権利を損なうことをやめるべきである。

中国は世界第二の経済大国、世界第二の商品消費市場として、国際情勢がどのように変化しようとも、中国は対外開放の扉をますます大きく開くであろう。我々は引き続きハイレベルな対外開放を推進し、ルール、規制、管理、標準等の制度的な開放を着実に拡大し、ハイレベルな貿易と投資の自由化・円滑化のための政策を実施し、市場化・法治化・国際化された一流のビジネス環境を構築し、世界と発展の好機を共有し、互惠・ウィンウィンを実現していく。

経済のグローバル化は人類社会の発展において避けられない道である。WTOを核心とし、ルールを基礎とする多国間貿易体制は、世界貿易の発展の推進、経済成長と持続可能な発展の促進に重要な貢献を果たしてきた。開放・協力は歴史の趨勢であり、世界は互いに孤立し、互いに分断された状態に戻ることはなく、また戻るべきではない。互惠・ウィンウィンは人心の向かうところであり、近隣を窮乏化させる経済的いじめは最終的に自身にとって裏目に出るであろう。経済のグローバル化をより開放的、包摂的、有益、バランスのとれた方向に発展させることは、国際社会の共同責任である。

発展は世界各国の普遍的権利であり、一部の国の特権ではない。国際問題はみなが共同で協議して処理すべきであり、世界の前途・運命は各国が共同で管理すべきである。貿易戦争・関税戦争に勝者はなく、保護主義に活路はない。各国は共同協議・共同建設・共同享受の原則を堅持し、真の多国間主義を堅持し、共同で様々な形式の一国主義、保護主義に反対し、国連を核心とする国際体系を守り、WTOを核心とする多国間貿易体制を守らなければならない。公平と正義を信じる世界の大多数の国家が、みな歴史の正しい側に立つことを選択し、自国の利益に合致した選択をすると信じている。世界は公平を求めており、霸道（横暴）を求めている！

○**国务院関税税則委員会がアメリカを原産とする全ての輸入商品に関税を追加徴収する公告を公布（中華人民共和国財政部サイト政策発布・政策解説 2025 年 4 月 4 日）⁴**

2025 年 4 月 2 日、アメリカ政府は中国がアメリカに輸出する商品に対して“相互関税”を徴収することを発表した。アメリカのやり方は国際貿易ルールに合わず、中国の正当な合法権益を著しく損なうもので、典型的で一方的ないじめ行為であり、アメリカ自身の利益を損なうだけでなく、世界の経済発展と産業チェーン・サプライチェーンの安定をも脅かすものである。

《中華人民共和国関税法》、《中華人民共和国海関法》、《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規および国際法の基本原則に基づき、国务院の承認を得て、国务院関税税則委員会は、2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分より、アメリカを原産とする全ての輸入商品に 34% の関税を追加徴収する公告を公表した。2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分以前に、貨物が積出地から積み出され、かつ 2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分から 2025 年 5 月 13 日 24 時までに輸入された場合、今回追加徴収する関税は追加徴収しない。

中国はアメリカが直ちに一方的な関税措置を撤廃し、平等・尊重・互惠という形で、協議を通じて貿易紛争を解決するよう促す。

○**商務部報道官が中国のアメリカ“相互関税”措置を WTO に提訴したことについて記者からの質問に回答（中華人民共和国商務部サイト新聞発布 2025 年 4 月 4 日）⁵**

質問：知るところによれば、中国はアメリカの中国製品に対する“相互関税”追加徴収措置について WTO に提訴しました。具体的な状況を説明していただけますか？

回答：アメリカ東部時間 4 月 2 日、アメリカは中国を含むすべての貿易パートナーに“相互関税”を追加徴収することを発表したことに対して、中国はすでに WTO 紛争解決機関に提訴した。

アメリカが徴収するいわゆる“相互関税”は、WTO ルールへに大きく違反し、WTO 加盟国の正当な合法権益を著しく損ない、ルールに基づく多国間貿易体制と国際経済貿易秩序を深刻に破壊するものであり、典型的で一方的ないじめ行為であり、グローバル経済貿易秩序の安定を脅かすものである。中国はこれに断固として反対する。

⁴ 「国务院关税税则委员会公布公告对原产于美国的所有进口商品加征关税」（中華人民共和国財政部サイト政策発布・政策解説 2025 年 4 月 4 日）

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiedu/202504/t20250404_3961452.htm

⁵ 「商务部新闻发言人就中方在世贸组织起诉美“对等关税”措施答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布 2025 年 4 月 4 日）

https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_c5c4015eaecb4522961729af1cf97a1e.html

中国は終始一貫して国際経済貿易秩序の確固たる擁護者であり、多国間貿易体制の確固たる支持者である。我々はアメリカが直ちに誤ったやり方を是正し、一方的な関税措置を撤廃するよう促す。

② サマリウム、ガドリニウム等の7種のレアアース関連製品の輸出規制を発動。(2025年4月4日公布、施行)

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、対外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、輸出規制を実施する旨が発表された(2025年4月4日公布・施行)。

商務部・税関総署公告 2025 年第 18 号：別添 2※CISTEC 仮訳

一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2feda944.html

本件措置については、4月4日という発動のタイミングから見ると、米国の相互関税の実施(4月2日)、日本の半導体関連規制の追加(4月3日)の双方を念頭に置いた措置と思われる。

今回の措置は、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム及びイットリウムの7種類のレアアース関連製品について、全世界向けに輸出規制を実施するもの(本年2月に発動された、タングステン、モリブデン等のレアメタル5種を含む輸出規制の措置では製品のみならず、その技術やデータも規制対象として含まれていたが、今回の措置ではそれらは規制対象には含まれていない)。それぞれの関連製品について、具体的な技術的仕様と税関品目番号(HSコード)が記載されている。

コンサルタント会社アダマス・インテリジェンスのライアン・カスティュー氏は、ジスプロシウムやテルビウムを含む高性能レアアース磁石への輸出規制は、国外の産業や防衛部門に大きな打撃を与えると指摘している(ロイター2025.4.5)。

なお、本年2月のタングステン、モリブデン等の輸出規制時の商務部報道官の会見では、「関連規定を遵守する輸出は許可される」とされていた。今回の措置に関し、商務部報道官の会見(後述)ではその旨の発言はないものの、「中国は二国間の輸出管理における対話交流メカニズムを通じて、対外交流と協力を強化し、法令を遵守した貿易を促進していきたい。」と述べており、その結果次第で許可する含みを感じられる。

他方、本件措置は、鉍物資源の輸出規制に関わるものであり、その関連製品についても一般的には規制非該当であっても、「国家の安全と利益に危害を及ぼす」場合(各種制裁・禁輸等がなされている場合)は規制該当となり、再輸出規制の対象ともなる可能性があることに留意が必要となる。

これまでの CISTEC 解説資料の中で、次のように留意点を挙げており、再掲する。

■留意点① 昨年 12 月 3 日に発動された米国への対抗措置パッケージにおける規制等

- 米国の軍事ユーザー又は軍事用途向けは禁止されていた可能性
- 輸出管理規制ユーザーリストの掲載企業向けの輸出も禁止

■留意点② 輸出管理条例第 49 条に基づく再輸出規制の対象

- 中国原産品の米国の軍事ユーザー・軍事用途、「輸出管理規制ユーザーリスト」、「信頼できないエンティティリスト」の掲載企業向けは禁止
- 中国原産品を含有、使用した関連製品は原則非該当としつつ、輸出管理法第 12 条第 3 項に該当する場合（＝「国の安全と利益に危害を及ぼす」等の場合）は該当扱い「デミニミスルールの不適用」（僅かでも規制対象品目が含有、使用されていたら規制対象）に近い運用が実質的になされる可能性

■CISTEC 解説（2024.12.5）

米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshoh/china/data/20241205.pdf

■CISTEC 解説（2025.1.7）

中国の最近の輸出規制とその関連動向（2024 年 12 月末～2025 年 1 月初め）

- 米国に対する対抗措置を更に拡大
- 輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載
信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用
- 今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が中国当局の許可対象になる可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshoh/china/data/20250107.pdf

■CISTEC 解説（2025.4.2）

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について

- 輸出許可申請の際の記入要領・品目別の質問を含む 66 の Q&A を掲載
- 鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の状況の場合は両用品該当との記載

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshoh/china/data/20250402.pdf

■ 商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 4 月 4 日）※CISTEC 仮訳

○ 商務部報道官が中・重希土類関連品目の輸出管理実施について記者からの質問に回答⁶

質問：4 月 4 日、商務部・海関総署は中・重希土類関連品目に輸出管理（規制）を実施する公告を公表しました。中国は今回の輸出管理政策を実施するにあたり、どのようなことを考慮したのでしょうか？

回答：《中華人民共和国輸出管理法》等の関連法律法規に基づいて、4 月 4 日、商務部は海関（税関）総署と共同で、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等 7 種類の中・重希土類関連品目に輸出管理（規制）を実施する公告を発布し、発布の日より正式に実施される。

今回、中国政府の法に基づく関連品目に対する輸出管理（規制）実施について、その目的は国家の安全と利益をよりしっかりと守り、拡散防止等の国際義務を履行することである。関連品目は軍民両用という性質をもち、それに対する輸出管理（規制）実施は国際的な慣行である。中国は責任ある大国として、関連品目を管理対象リストに加えたことは、世界の平和と地域の安定を確固として擁護するという一貫した立場を反映したものである。中国は二国間の輸出管理における対話交流メカニズムを通じて、対外交流と協力を強化し、法令を遵守した貿易を促進していきたい。

【2025.4.24 追記】

本規制の公布に先立ち、3 月 28 日に輸出許可申請表ガイドラインが公布され、輸出許可申請に関する包括的なガイドラインが公開されていた。その中で、規制対象となる鉱物資源を含有、使用する製品の取扱いに関する Q A が多数掲載されており、原則は非該当だが輸出管理法第 12 条に規定するキャッチオール規制の要件に該当する状態にある場合（「国家の安全及び利益に危害を及ぼす場合」等として「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載者等 = 制裁者、禁輸者向けである場合）には、規制対象の鉱物資源が含有・使用されている場合も規制対象に含めるとの考え方を示していた（例えば、「ガリウム化合物を含有するデバイス又は素材」「テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット」は規制対象。下記 CISTEC 解説資料を参照）。

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について（2025.4.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20250402.pdf

⁶ 「商务部新闻发言人就对中重稀土相关物项实施出口管制应询答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布 2025 年 4 月 4 日）

https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_1351f2622f654d75a19bb880f07e6517.html

他方で、本ガイドラインにおいては、具体的な含有量を示した考え方は示されていないため、その運用が不明確であり、ゼロデミニムスルール（僅かでも規制対象の鉱物資源が含有、使用していれば規制対象）の適用も示唆された（上記【留意点②】の通り）。

本規制開始後には、規制対象の鉱物資源が含有されていないことを説明する資料の提出が必要で、一時的に出荷が停止されているといった産業界の声も聞かれた。報道においても、「(貿易関係者は) 当局側の審査を理由に新規の輸出許可の手続きが一時的に進まなくなった」（日経 2025.4.17）、中国からレアアース（希土類）7種類の輸出が4日に事実上停止したことが明らかになった（ロイター2025.4.14）、レアアース磁石のコンサルティング会社 JOC の創業者、ジョン・オーメロッド氏は…中国では輸出規制の発動以降、欧米企業少なくとも5社が購入したレアアース磁石の出荷が停止し、レアアースそのものだけでなく、合金や少量のレアアースを含む製品も規制の対象になり、輸出品の多くに許可制が適用される（CNN 2025.4.17）、とされた。

また、本規制の影響として、中国商務省のライセンス申請について、審査は不透明で認可までに6～7週間から数カ月もの期間を要することがあり（ロイター2025.4.14）、米国の軍需企業は、中国からの輸入が2～3カ月滞ると在庫が枯渇し始め、遅くとも半年ほどで製造に本格的な影響がでてくる（日経 2025.4.23）、政府関係者、取引業者、自動車業界の幹部らは、在庫が3～6ヶ月分と推定される中、企業は重大な混乱を回避するため、追加の材料の備蓄と代替供給先の確保に急ぐと述べ、…「重希土類の備蓄量は、自動車サプライチェーンの混乱を回避するには不十分である。」と日本の政府関係者は述べ、自動車メーカーが保有する2～3ヶ月分の供給に加え、追加的な国の備蓄での支援をすべきであると付け加えた、（FT2025.4.20）、と報じられた（過去に日本の当局においては、中国によるガリウム、ゲルマニウムの輸出規制が発動された2023年に、供給国の偏りが著しいレアメタル等の備蓄支援を行う希少金属備蓄対策事業の補正予算において大幅な増額をしている。https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2024/pdf/3_1.pdf#page=6）。

その後、本規制を受けて、その運用に関し、4月21日に中国商務部よりQAが公表された（下記 CISTEC 解説資料を参照。）。その中において、規制対象の鉱物資源を含有する場合に規制対象となる製品事例や、規制対象品目の具体的な含有量を示しつつ、少量の混合物（含有量が0.5%、0.15%等）であっても規制対象となるとされている。本QAは、上記のキャッチオール規制の運用における「国家の安全及び利益に危害を及ぼす場合」等として「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載者等（＝制裁者、禁輸者向け）向けとは異なり、制裁、禁輸先向けの輸出など仕向地に限定はなく、本規制の一般的な運用として示されたものである。

中国商務部による希土類関連品目等の両用品目に関する QA について ータンングステン、黒鉛、希土類等など規制対象品目を含有・使用する場合の識別
--

—HS コードを用いた識別可否など輸出許可申請に関する一般的な事項

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20250423.pdf

さらに、4月22日（韓国経済新聞）、政府と企業関係者の話として、中国政府はレアアースを使用する電力変圧器、電池、ディスプレイ、電気自動車（EV）、航空宇宙や医療関連機器を生産する韓国企業宛ての書簡で、中国のレアアース（希土類）を含有する製品を米国の防衛関連企業に輸出しないよう要請したと報じた（ロイター2025.4.23）、としている。下記 CISTEC 解説記事（p.23～）において懸念していた、「輸出管理法で規定された再輸出規制に近い実質的運用によって、鉱物資源を含む中国原産品を含有、使用して中国以外の国で製造した製品の輸出も規制対象にしつつある」という点である。

トランプ新政権における中国向け輸出・投資管理規制、制裁の関連動向についての QA 風解説（2025.4.22）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20250422.pdf>

このように、中国は、鉱物資源の輸出規制に関し、（昨年12月に公表した包括的な対米対抗措置において明示的に公表している原産品規制（再輸出規制3類型の内の1つ）のみならず）本格的にゼロデミニスルールの適用における再輸出規制の運用も開始したものと思われ、日本を含め第三国で製造する中国原産の鉱物資源を含有、使用する製品の輸出に関し、その影響は大きく、慎重な取引が求められていく。

他方、中国によるレアアースを始めとする鉱物資源の強力な規制強化を受けて、中国以外での代替鉱山の活性化・権益取得、レアアース関連の新興企業や代替資源利用の技術開発等の動きも活発になりつつあることが種々報じられている。米国でも一連の鉱物資源関連の課題克服のための大統領令も出されたが、中国の規制による国際サプライチェーンの脆弱化の克服は喫緊の課題となったことから、これらの動きを更に同盟国等との連携の下、官民挙げて促進していくことが期待される。

③ 防衛関連の米国企業 11 社を信頼できないエンティティリストに掲載（2025 年 4 月 4 日 公布、施行）

今般、対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国企業のスカイディオ社を含む 11 社を、台湾への武器売却の関与を理由として、同社を信頼できないエンティティリストに掲載する旨が発表された（2025 年 4 月 4 日公布・施行）。

信頼できないエンティティリスト規定第 10 条に基づき、①中国に関連する輸出入活動への禁止、②中国国内への投資を禁止の措置を講ずるものである。その他、本公告に記載されていない事項については、「信頼できない企業リストに関する規定」に従って実施するとされている。

■信頼できないエンティティリスト公告 2025 年第 7 号：別添 3 ※機械翻訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e4f474d3aeba4672913db1042d845d78.html

今回の掲載企業は、昨年 10 月に反外国制裁法に基づき、資産凍結や中国企業との取引の禁止などの措置が講じられた、自律型ドローンメーカー米最大手のスカイディオが含まれている。スカイディオに関しては、昨年 10 月の反外国制裁法に基づき、その報復リストに掲載された際、中国企業に同社への重要部品の供給を禁じることを含む制裁措置に科され、重要部品として中国に依存しているバッテリーの調達が困難となり、同社は「2025 年春までバッテリーの仕入先が決まらない見通し」との声明を出すなど、大きなインパクトを与えた（バッテリー供給を止められた企業の中には日本企業の中国現地の子会社も含まれていると報じられた。）。さらに、12 月には中国企業がドローンの製造に使われるモーターやバッテリー等の主要部品の米国や欧州への販売を制限し始め、納入量に上限を設けたり、出荷を完全に停止したりしているとの報道もなされていた。

今回の掲載企業に関し、スカイディオ以外の企業についても、昨年 12 月に反外国制裁法に基づき、資産凍結や中国企業との取引の禁止などの措置が講じられている。

このような反外国制裁法の報復リスト掲載企業に対し、当該企業を信頼できないエンティティリストにも掲載する包括的な措置は、2025 年に入り、1 月の様々な規制発表時や先月の米国による対中追加関税措置（10%を 20%へ引き上げ）の公表後においても実施されていた。

さらに、今回の掲載企業のうち、スカイディオを含む一部の企業は、先月 4 日に輸出管理法等に基づく輸出管理ユーザーリスト（米国の禁輸リストである Entity List に相当するリスト）にも掲載されている。

■ CISTEC 解説（2025.3.5）

米国の対中追加関税 20%への引き上げ公表（3/3）後の中国による対抗的規制動向

— 農産物に対する関税措置等

— 防衛関連等の米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストへ追加

— 米企業イルミナ社（2 月 4 日付信頼できないエンティティリストに掲載）に対する措置の決定

— 米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_ankenhosho/china/data/20250305.pdf

■ 今回の信頼できないエンティティリスト掲載企業に関する反外国制裁法の措置内容

・ 2024 年 10 月 10 日

https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxxgk_674865/gknrlb/fzqcqdc/202410/t20241010_11504846.shtml

・ 2024 年 12 月 5 日

https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxxgk_674865/gknrlb/fzqcqdc/202412/t

[20241205_11538936.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml)

・2024年12月27日

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml

今回の措置に関し、これまでの解説でも述べたように、以下のような点に留意する必要がある。

- 留意点① 信頼できないエンティティリストの掲載者は、「国の安全と利益に危害を及ぼす」こと等が掲載理由であり、それを一つのリスクとする輸出管理法第12条第3項（キャッチオール規制）の状況において、鉱物資源を含有、使用した関連製品も輸出禁止対象となる可能性大
- 留意点② 他国側の規制により中国側に差別的な措置を取っているとされ制裁対象とされる可能性
- 留意点③ 掲載企業と取引に関し、禁輸・制裁の迂回・潜脱とみなされる可能性（過去例）

■ CISTEC 解説（2025.4.2）

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について

－輸出許可申請の際の記入要領・品目別の質問を含む66のQ&Aを掲載

－鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の状況の場合は両用品該当との記載

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20250402.pdf

■ CISTEC 解説（2025.2.6）

米国の対中10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向（改訂版）

－米国の関税措置に対する対抗措置（対米関税・グーグルへの独禁法調査）

－タングステン、モリブデン等のレアメタル5種を含む輸出規制等を発動。再輸出規制も対象に。

－米国企業2社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshu/china/data/20250205.pdf

■ CISTEC 解説（2024.8.5）

中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）

－2024年春以降の動向を中心として

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf>

■ 商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 4 月 4 日）※機械翻訳

○ 商務部報道官が米国企業 11 社を信頼できないエンティティリストに加えたことに対する記者の質問に回答⁷

質問：今回、中国は再び「信頼できないエンティティリスト」を発動し、台湾への武器売却に関与した 11 社に制裁を課しました。その理由は何ですか？

回答：近年、Skydio や BRINC を含む 11 社が、中国の強い反対にもかかわらず、台湾といわゆる軍事技術協力を行い、中国の主権、安全、発展の利益を深刻に損なっています。中国は、中華人民共和国対外貿易法、中華人民共和国国家安全法、中華人民共和国反外国制裁法、その他の法律、および信頼できないエンティティリスト規定第 2 条に基づき、法律に従ってこれらの企業の違法責任を追及する。

中国は、信頼できないエンティティリストの問題を常に慎重に扱っており、法律に従って、わが国の国家安全を脅かすごく少数の外国企業のみを対象としている。法律を遵守し信頼できる外国企業は何も心配する必要はない。中国政府は、従来通り、世界各国の企業が中国に投資し、事業を行うことを歓迎しており、中国で事業を行う法律遵守の外国資本企業に対して、安定した、公平で予測可能なビジネス環境を提供することに尽力している。

■ 信頼できないエンティティリスト規定の関連条文

信頼できないエンティティリスト規定（抄）※CISTEC 仮訳

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201130-31-20200923-2.pdf

第十条 信頼できないエンティティリストに加えられた外国の実体に対して、実務機構は、実際の状況に基づいて、以下の 1 つ或いは複数の措置（以下、処理措置と呼ぶ）を採ることを決定し、且つ公布することができる。

- （一）中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する；
- （二）中国国内で投資することを制限或いは禁止する；
- （三）関係人員或いは移動手段等の入国を制限或いは禁止する；
- （四）関係人員の中国国内での就業許可、滞在或いは在留資格を制限或いは取り消す；
- （五）情状の深刻さに基づいて、相応金額の罰金を科する；
- （六）その他の必要な措置。

前項に規定する処理措置は、関連部門が職責分業に基づいて、法に依り実施し、その

⁷ 「商务部新闻发言人就 11 家美国企业列入不可靠实体清单答记者问」（中華人民共和国商務部サイト 2025 年 4 月 4 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_be613844fea04fcb86747b574e2f3c22.html

他の関連団体及び個人は協力しなければならない。

④ 米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加することを公布（2025 年 4 月 4 日 公布、施行）

今般、中国輸出管理法及び両用品目輸出管理条例等に基づき、米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し、これらの企業に対し両用品目の輸出を禁止等する旨が発表された（2025 年 4 月 4 日公布・施行）。

防衛や航空宇宙産業などの 15 社に加えて、過去にトランプ政権に米国経済を中国から切り離すよう提唱していた非営利団体「Coalition For A Prosperous America」も対象となる。

商務部公告 2025 年第 21 号：別添 4※機械翻訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_906685e3930048baa0fd95a651fd628d.html

輸出管理規制ユーザーリストは、本年 1 月 2 月に輸出管理法（第 18 条）及び両用品目輸出管理条例（第 28 条～第 30 条）に基づき、米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストとして発動されて以降、今回で三度目の改正（今回の改正において、掲載企業数は 59）となる。

同条例第 29 条においては、管理リスト（今回のユーザーリスト）に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うことができるとされ、今回の措置では掲載企業に対し「両用品目を輸出することを禁止」とされている。さらに、現在進められている関連輸出活動に関しても直ちに停止するよう求めている（過去の措置と同様で、両用品目に限定はなく、掲載企業への全ての品目が禁輸となる。）。

他方で、昨年 12 月 3 日に発動された米国への対抗措置パッケージ（以下 CISTEC 解説を参照）では、米国の軍事ユーザー又は軍事用途向けの両用品目の輸出を禁止しているため、今般の掲載企業がこれらに該当する場合には既に禁止されていたと考えられる。

■ CISTEC 解説（2024.12.5）

米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241205.pdf

また、本リストの発動当時の商務部報道官の記者会見の際と同様に、掲載企業への両用品目の禁輸に関し「如何なる輸出者も違反してはならない」とされており、同条例第 49 条に

**基づく再輸出規制における「特定の組織・個人」に該当するものとして、原産品規制等の3
類型の再輸出規制の対象になると思われる。**

今回の措置に関し、信頼できないエンティティリストの掲載者向けと同様の留意点を念頭におく必要がある。

■ 商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025年4月4日）※機械翻訳

商務省報道官が輸出管理規制ユーザーリストに関する問題についての記者の質問に回答

8

質問：4月4日に商務部は、米国の16の企業・団体が輸出管理規制ユーザーリストに追加する旨の公告を発表した。どのような考慮がなされたのでしょうか？

回答：中国の国家安全保障および国益を保護し、不拡散などの国際的義務を果たすため、中華人民共和国輸出管理法および中華人民共和国の両用物品の輸出管理に関する規則などの関連法規の規定に従い、商務部は米国の16の事業体を輸出管理ユーザーリストに追加し、これらの事業体へ両用物品の輸出を禁止すると発表した。これらの事業体は中国の国家安全保障および国益を脅かす可能性のある行為に関与しており、如何なる輸出者も上記の規定に違反してはならない。

■ 輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連条文

■ 輸出管理法（抄）※CISTEC 仮訳

第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する：

- (一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの；
- (二) 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの；
- (三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。

規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。

輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。

輸出者が特殊な状況下において、確かに規制リストに加えられた輸入業者、エンド

8 「商务部新闻发言人就16家美国实体列入出口管制管控名单答记者问」（中華人民共和国商務部サイト 2025年4月4日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_b79820f22afe4b0b835cd996432f1b52.html

ユーザーと取引を行う必要のある場合は、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。

規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーは措置を採ることによって、第一項に規定した状況がなくなった場合は、国家輸出管制管理部門に規制リストからの削除を申請することができる；国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーを規制リストから削除するかを決定することができる。

■両用品目輸出管理条例（抄）※CISTEC 仮訳

第二十八条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。

- (一) エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している；
- (二) 国の安全と利益を脅かす可能性がある；
- (三) 両用品目をテロ目的で使用している。

輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅かす場合、前項の規定に基づいて執行する：

- (一) 両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いている；
- (二) 国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置を講じている。

本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国務院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。

第二十九条 国務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じることができる：

- (一) 関連する両用品目の取引を禁止する；
- (二) 関連する両用品目の取引を制限する；
- (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる；
- (四) その他の必要な措置。

輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができ

る。

第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、国務院の商務主管部門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、国務院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。国務院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国務院の商務主管部門は関係する事業者の本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- (二) 中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

アメリカを原産とする輸入商品に対する関税追加徴収に関する国务院関税税則委員会の公告（中華人民共和国財政部サイト政策発布・政策文件 2025 年 4 月 4 日）⁹

税委会公告 2025 年第 4 号

2025 年 4 月 2 日、アメリカ政府は中国がアメリカに輸出する商品に対して“相互関税”を徴収することを発表した。アメリカのやり方は国際貿易ルールに合わず、中国の正当な合法権益を著しく損なうもので、典型的で一方的ないじめ行為である。

《中華人民共和国関税法》、《中華人民共和国海関法》、《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規および国際法の基本原則に基づき、国务院の承認を得て、2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分より、アメリカを原産とする輸入商品に関税を追加徴収する。関連事項は以下の通り：

一、アメリカを原産とする全ての輸入商品に対して、現行の適用関税税率に基づいて 34% の関税を追加徴収する。

二、現行の保税、減税・免税政策は変更しないが、今回追加徴収する関税は減免しない。

三、2025 年 4 月 10 日 12 時 1 分より前に、貨物が積出地から積み出され、かつ 2025 年 4 月 10 日 12 時 01 分から 2025 年 5 月 13 日 24 時まで輸入された場合、本公告で追加徴収すると定める関税は追加徴収しない。

国务院関税税則委員会

2025 年 4 月 4 日

⁹ 「国务院关税税则委员会关于对原产于美国的进口商品加征关税的公告」（中華人民共和国財政部サイト政策発布・政策文件 2025 年 4 月 4 日）

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202504/t20250404_3961451.htm

商務部・海関総署公告 2025 年第 18 号¹⁰

一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】 安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】 商務部公告 2025 年第 18 号

【発布期日】 2025 年 4 月 4 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国兩用品目輸出管理條例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、サマリウム関連品目

(一) 1C902.a 金属サマリウム、サマリウム含有合金および関連製品：

1. 金属サマリウム（参考海関商品番号（HS コード）：2805301910）
2. サマリウム含有合金：
 - a. サマリウムコバルト合金；
 - b. サマリウム鉄合金；
 - c. サマリウムニッケル合金；
 - d. サマリウムアルミニウム合金；
 - e. サマリウムマグネシウム合金
3. サマリウム含有ターゲット材（参考海関商品番号（HS コード）：3824999922、8486909110）：
 - a. サマリウムターゲット；
 - b. サマリウムコバルト合金ターゲット；
 - c. サマリウム鉄合金ターゲット。
4. サマリウムコバルト永久磁石材料。

¹⁰ 「商務部 海関総署公告 2025 年第 18 号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト法律政策・規章及規範性文件 2025 年 4 月 4 日）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_f3a1432ba20248eca12ff7b91bc73fda.html

(二) 1C902.b 酸化サマリウムおよびその混合物（参考海関商品番号（HS コード）：2846901940、2846901993、3824999922）。

(三) 1C902.c サマリウム含有化合物およびその混合物（参考海関商品番号（HS コード）：2846902810、2846902910、2846903910、2846904820、2846904910、2846909920、3824999922）。

二、ガドリニウム関連品目

(一) 1C903.a 金属ガドリニウム、ガドリニウム含有合金および関連製品：

1. 金属ガドリニウム（参考海関商品番号（HS コード）：2805301910）。
2. ガドリニウム含有合金：
 - a. ガドリニウムマグネシウム合金；
 - b. ガドリニウムアルミニウム合金。
3. ガドリニウム含有ターゲット材（参考海関商品番号（HS コード）：3824999922、8486909110）
 - a. ガドリニウムターゲット；
 - b. ガドリニウム鉄合金ターゲット；
 - c. ガドリニウムコバルト合金ターゲット。

(二) 1C903.b 酸化ガドリニウムおよびその混合物（参考海関商品番号（HS コード）：2846901930、2846901993、3824999922）。

(三) 1C903.c 含有化合物およびその混合物（参考海関商品番号（HS コード）：2846902810、2846902910、2846903910、2846904820、2846904910、2846909920、3824999922）。

三、テルビウム関連品目

(一) 1C904.a 金属テルビウム、テルビウム含有合金および関連製品：

1. 金属テルビウム（参考海関商品番号（HS コード）：2805301300）。
2. テルビウム含有合金：
 - a. テルビウムコバルト合金；
 - b. テルビウムコバルト鉄合金。
3. テルビウム含有ターゲット材（参考海関商品番号（HS コード）：3824999922、8486909110）：
 - a. テルビウムターゲット；
 - b. テルビウムコバルトターゲット。
4. テルビウム含有ネオジウム鉄ボロン永久磁石材料。

(二) 1C904.b 酸化テルビウムおよびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846901600、2846901993、3824999922)。

(三) 1C904.c テルビウム含有化合物およびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846902100、2846902810、2846903100、2846903910、2846904200、2846904820、2846909300、2846909920、3824999922)。

四、ジスプロシウム関連品目

(一) 1C905.a 金属ジスプロシウム、ジスプロシウム含有合金および関連製品 :

1. 金属ジスプロシウム (参考海関商品番号 (HS コード) : 2805301200)。
2. ジスプロシウム含有合金 :
 - a. ジスプロシウム鉄合金 ;
 - b. テルビウムジスプロシウム鉄合金。
3. ジスプロシウム含有ターゲット材 (参考海関商品番号 (HS コード) : 3824999922、8486909110) :
 - a. ジスプロシウムターゲット ;
 - b. テルビウムジスプロシウム鉄合金ターゲット。
4. ジスプロシウム含有ネオジム鉄ボロン永久磁石材料。

(二) 1C905.b 酸化ジスプロシウムおよびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846901500、2846901993、3824999922)。

(三) 1C905.c ジスプロシウム含有化合物およびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846902200、2846902810、2846903200、2846903910、2846904300、2846904820、2846909400、2846909920、3824999922)。

五、ルテチウム関連品目

(一) 1C906.a 金属ルテチウム、ルテチウム含有合金および関連製品 :

1. 金属ルテチウム (参考海関商品番号 (HS コード) : 2805301910)。
2. イッテルビウムルテチウム合金。
3. ルテチウムターゲット (参考海関商品番号 (HS コード) : 3824999922、8486909110)

(二) 1C906.b 酸化ルテチウムおよびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846901800、2846901993、3824999922)。

(三) 1C906.c ルテチウム含有化合物およびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846902810、2846902910、2846903910、2846904820、2846904910、2846909920、3824999922)。

六、スカンジウム関連品目

(一) 1C907.a 金属スカンジウム、スカンジウム含有合金および関連製品 :

1. 1C907.a 金属スカンジウム (参考海関商品番号 (HS コード) : 2805301800)。
2. スカンジウム含有合金 :
 - a. スカンジウムアルミニウム合金 ;
 - b. スカンジウムマグネシウム合金 ;
 - c. スカンジウム銅合金。
3. スカンジウムターゲット (参考海関商品番号 (HS コード) : 3824999922、8486909110)。

(二) 1C907.b 酸化スカンジウムおよびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846901980、2846901993、3824999922)。

(三) 1C907.c スカンジウム含有化合物およびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) : 2846902810、2846902910、2846903910、2846904820、2846904910、2846909920、3824999922)

七、イットリウム関連品目

(一) 1C908.a 金属イットリウム、イットリウム含有合金および関連製品 :

1. 金属イットリウム (参考海関商品番号 (HS コード) : 2805301700)。
2. イットリウム含有合金 :
 - a. イットリウムアルミニウム合金 ;
 - b. イットリウムマグネシウム合金 ;
 - c. イットリウムニッケル合金 ;
 - d. イットリウム銅合金 ;
 - e. イットリウム鉄合金。
3. イットリウム含有ターゲット材 (参考海関商品番号 (HS コード) : 3824999922、8486909110) :
 - a. イットリウムターゲット ;
 - b. イットリウムアルミニウム合金ターゲット ;
 - c. イットリウムジルコニウム合金ターゲット。

(二) 1C908.b 酸化イットリウムおよびその混合物 (参考海関商品番号 (HS コード) :

2846901100、2846901993、3824999922)。

(三) 1C908.c イットリウム含有化合物およびその混合物(参考海関商品番号(HSコード): 846902600、2846902810、2846903600、2846903910、2846904600、2846904820、2846909690、2846909920、3824999922)。

説明:

1. 1C902.a.2、1C903.a.2、1C904.a.2、1C905.a.2、1C906.a.2、1C907.a.2、1C908.a.2 項で規制(管理)する合金はインゴット、ブロック、線状、シート、棒、板、円筒、粒子、粉末等の形状を含む。

2. 1C902.a.3、1C903.a.3、1C904.a.3、1C905.a.3、1C906.a.3、1C907.a.3、1C908.a.3 項で規制(管理)するターゲット材はシート、円筒等の形状を含む。

3. 1C902.a.4、1C904.a.4、1C905.a.4 項で規制する永久磁石材料には磁性体または磁粉が含まれる。

4. 1C902.b、1C902.c、1C903.b、1C903.c、1C904.b、1C904.c、1C905.b、1C905.c、1C906.b、1C906.c、1C907.b、1C907.c、1C908.b、1C908.c 項で規制(管理)する酸化物、化合物およびその混合物は粉末等の形状を含むがこれらに限定されない。

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は品目の識別を強化し、通関手続き時に備考欄に規制(管理)品目に該当するか否かを明記し、規制(管理)品目に該当する場合は両用品目輸出管理コードを記載しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署
2025年4月4日

信頼できないエンティティリスト業務機構による Skydio Inc.等米国企業 11 社に対して信頼できないエンティティリストの措置を採ることに関する公告¹¹

【公布部門】 安全与管制局

【公布番号】 信頼できないエンティティリスト業務機構公告〔2025〕7号

【公布日】 2025年04月04日

信頼できないエンティティリスト業務機構
公告
2025年 第7号

国の主権、安全及び発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関係する法律に基づき、信頼できないエンティティリスト業務機構は《信頼できないエンティティリスト規定》第二条、第八条及び第十条の関連規定に依拠して、Skydio Inc.等 11 社を信頼できないエンティティリストに掲載し、且つ以下の処置・措置を採ることを決定した：

- 一、上記企業が中国に関連する輸出入活動に従事することを禁止する；
- 二、上記企業が中国国内で新たに投資することを禁止する；

本公告に規定されていない事項については、《信頼できないエンティティリスト規定》に基づき、執行する。

本公告は公布の日より実施する。

信頼できないエンティティリスト業務機構
(商務部代章)

2025年4月4日

添付文書

信頼できないエンティティリストに掲載される米国企業 11 社

¹¹ 「不可靠实体清单工作机制关于将斯凯迪奥公司等 11 家美国企业列入不可靠实体清单的公告〔2025〕7号」（中華人民共和国商務部サイト 2025年4月4日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e4f474d3aeba4672913db1042d845d78.html

1. Skydio Inc.
2. BRINC Drones, Inc.
3. Red Six Solutions
4. SYNEXXUS, Inc.
5. Firestorm Labs, Inc.
6. Kratos Unmanned Aerial Systems, Inc.
7. HavocAI
8. Neros Technologies
9. Domo Tactical Communications
10. Rapid Flight LLC
11. Insitu, Inc.

商務部公告 2025 年第 21 号¹²

米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載することを公布

【公布部門】 安全与管制局

【公布番号】 商務部公告 2025 年第 21 号

【公布日】 2025 年 04 月 04 日

《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律・法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するために、High Point Aerotechnologies 等米国企業 16 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し（付属文書を参照されたい）、且つ以下の措置を講じることを決定した：

- 一、上記米国企業 16 社へ両用品目を輸出することを禁止する；現在進められている関連輸出活動は直ちに停止しなければならない。
- 二、特殊な状況下で輸出を行う必要がある場合は、輸出者は商務部に申請書を提出しなければならない。

本公告は公布の日より実施する。

添付文書；輸出管理規制ユーザーリスト（2025 年 4 月 4 日）

商務部

2025 年 4 月 4 日

添付文書；

輸出管理規制ユーザーリスト

（2025 年 4 月 4 日）

1. High Point Aerotechnologies

¹² 「商務部公告 2025 年第 21 号 公布将 16 家美国实体列入出口管制管控名单（中華人民共和国商務部サイト 2025 年 4 月 4 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_906685e3930048baa0fd95a651fd628d.html

2. Universal Logistics Holdings, Inc.
3. Source Intelligence, Inc.
4. Coalition For A Prosperous America
5. Sierra Nevada Corporation
6. Edge Autonomy Operations LLC
7. Cyberlux Corporation
8. Hudson Technologies Co.
9. Saronic Technologies, Inc.
10. Oceaneering International, Inc.
11. Stick Rudder Enterprises LLC
12. Cubic Corporation
13. S3 AeroDefense
14. TCOM, Limited Partnership
15. TextOre
16. ACT1 Federal